

## 豊田市各種女性団体懇談会設置要綱

(名 称)

- 本会は、豊田市各種女性団体懇談会と称し（以下、「懇談会」という。）、事務局をとよた男女共同参画センター内に置く。

(目 的)

- 懇談会は、住みよい地域社会づくり、男女共同参画社会づくりの推進、豊田市の女性行政への支援を目的とする。

(事 業)

- 前項の目的を達成するために、情報交換のための会議を持つ。

(会 議)

- 懇談会の会議は、市長が招集し、運営はとよた男女共同参画センターが行う。

(加入要件)

- 懇談会は、次の加入要件を満たした豊田市内の女性団体の代表をもって組織する。
  - 1 全市的に活動していること。
  - 2 政治、宗教団体でないこと。
  - 3 会員が、50名以上で会則・規約等を設けていること。
  - 4 趣味的な活動でなく、公益性があること。
  - 5 構成員の概ね9割以上が豊田市内に居住していること。
  - 6 指導者が女性で、構成員の概ね9割以上が女性であること。

(加入)

- 上記の加入要件を満たし、かつ加入を希望する団体は加入を認める。

(雑 則)

- この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

補足

- 1 女性行政の支援とは、豊田市の女性行政への諮問的性格を含む。
- 2 女性団体構成員について（市外、男性の加入）
  - ① 現在の団体の各動エリアが広域に渡ってきており、市外居住者も構成員となっている。
  - ② 女性行政を推進する上で、「女性問題は男性問題」ともいわれ、男性をも巻き込んだ団体活動が肝要である。
- 3 会合は、年間2回開催することを原則とする。